

## 青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市モーターボート競走事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、青梅市モーターボート競走事業管理者の所管に属する部門に勤務する職員の定数を定めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市職員定数条例の一部を改正する条例

青梅市職員定数条例（昭和 2 6 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「教育委員会、議会、選挙管理委員会、農業委員会および監査委員」を「議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会およびモーターボート競走事業管理者」に改める。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

区分	定数
市長の補助職員	6 0 8 人
議会の職員	1 1
教育委員会の職員	1 8 2
選挙管理委員会の職員	4
監査委員の職員	4
農業委員会の職員	5

モーターボート競走事業の職員	19
合計	833

第3条中「教育委員会、議長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長および代表監査委員」を「議長、教育委員会、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、農業委員会会長およびモーターボート競走事業管理者」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。